

毎週火、金曜日発行(但休日)に当たるときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次
 ◇条例 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

条例

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
 昭和四十年三月二十五日
 鳥取県知事 石 破 二 朗
鳥取県条例第三号
 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例(昭和三十四年十二月鳥取県条例第四十九号)の一部を次のように改正する。

別表の第二種県営住宅の表中

三十九年	東 浜	鳥取市浜坂	簡易耐火	三、一六〇円
三十九年	八 幡	倉吉市余戸谷町	簡易耐火	三、〇一〇円
三十九年	八 幡	倉吉市余戸谷町	簡易耐火	三、一一〇円

三十九年 東 浜

鳥取市浜坂

簡易耐火

三、一六〇円

を

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。